

公益社団法人 日野法人会広報誌

ふれあい

vol. 186
2020.5・6

主な内容

- ◆ 税務署からのお知らせ
- ◆ 新入会員紹介

無担保・延滞税なし

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

納税を猶予する「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、国税の納付を猶予することができます。
- 担保の提供は不要です。延滞税もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす方（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、
令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に
係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納税を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる国税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目（印紙で納めるもの等を除く）が対象になります。
- ・ 上記①のうち、既に納期限が過ぎている未納の国税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 令和2年6月30日、又は、納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。（※）
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

※本特例に関する申請書や手続関係、猶予制度に関する問い合わせ先は
以下の国税庁ホームページをご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm



Q 「事業等に係る収入」とは何ですか。

- ・「事業等に係る収入」とは、基本的には納税者の経常的な収入のことですので、法人であれば売上高が、個人の方であれば事業の売上、給与収入、不動産賃料収入などがこれに当たります。
- ・個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

Q 対象期間の損益が黒字の場合でも特例の利用はできますか。

- ・黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例を利用できます。

Q フリーランスも特例の対象になりますか。

- ・フリーランスの方を含む事業所得者は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q パートやアルバイトの場合も特例の対象になりますか。

- ・パートやアルバイトの方を含む給与所得者のうち、確定申告により納税をされる方は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q 白色申告の場合も特例の対象になりますか。

- ・白色申告の場合も、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q 「遡って特例を利用する」とはどういうことですか。

- ・例えば未納の国税について、延滞税がかかる他の猶予を受けている方は、特例に切り替えることにより、はじめから延滞税がないものとして猶予を受けることができます。（既に延滞税を納付済みの方は、その還付を受けることができます。）

Q 収入や現預金の状況が分かる書類とはどのようなものですか。

- ・例えば売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には口頭により状況をおうかがいします。
- ・また、例えば前年の月別収入が不明の場合には、以下のような方法により収入減少割合を判断することもできます。
 - 年間収入を按分した額（平均収入）と比較
 - 事業開始後1年を経過していない場合、令和2年1月までの任意の期間と比較

Q 収入が20%減少していない場合、猶予はできませんか。

- ・特例の要件を満たさない場合でも、他の猶予制度を利用できる場合があります（通常、年1.6%の延滞税がかかります）。

Q 猶予期間終了後は一括して納付しなければいけないのでしょうか。

- ・特例の適用期間が終了した後に、一般の猶予制度により分割納付をすることもできます。

* 地方税や社会保険料についても同様の特例が設けられます。

地方税については総務省のホームページを、社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれ御確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

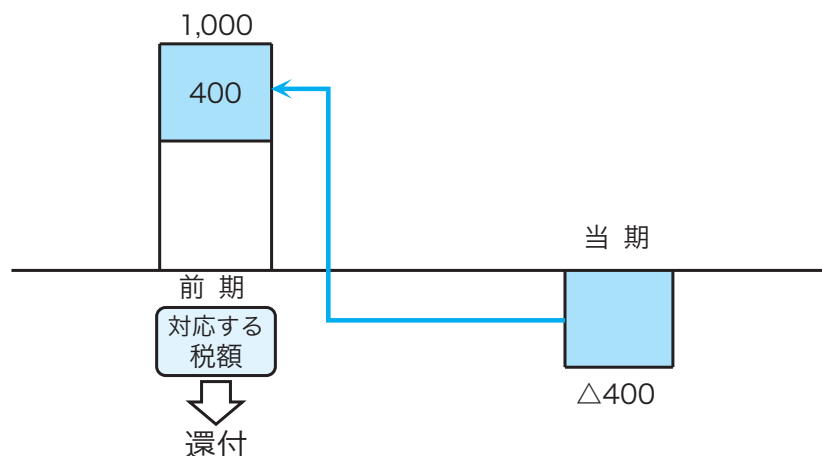
欠損金の繰戻しによる還付の特例

資本金 1 億円超10億円以下の法人も青色欠損金の繰戻し還付を受けることができるようになりました

- 資本金の額が1億円を超える法人については、青色欠損金の繰戻し還付制度を適用できないこととされていますが、資本金 1 億円超10億円以下の法人は青色欠損金の繰戻し還付を受けることが可能となりました。
- 令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用されます。（この場合の令和2年7月1日前に確定申告書を提出した法人の還付請求書の提出期限は、令和2年7月31日となります。）。
- ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を除きます。

前年度は黒字だった法人が、経営悪化などで当年度赤字になった場合、前年度に納付した法人税の還付を受けることができます

- 青色欠損金の繰戻し還付制度とは、青色申告書を提出する法人について、その確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合に、その法人の請求によりその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

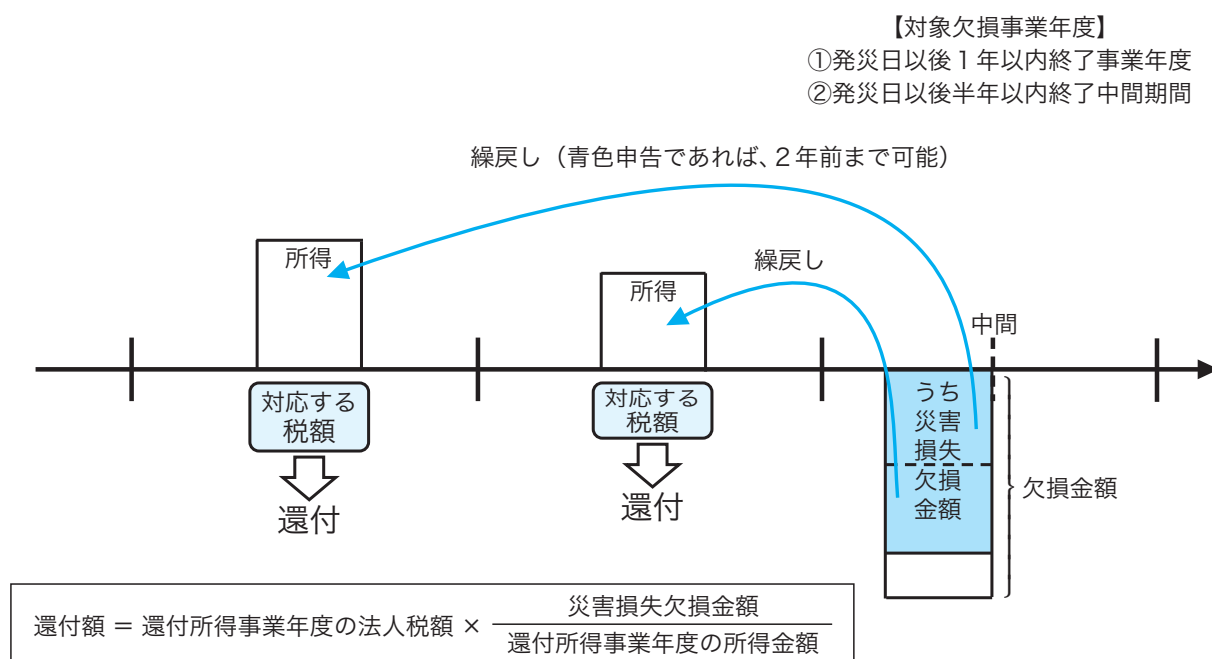


※詳しい制度の内容、還付請求の方法については、国税庁ホームページをご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku_2.pdf



新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります

- 災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前1年（青色申告書を提出する法人である場合には、前2年）以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。



- 今回の新型コロナウイルス感染症の影響による、例えば以下のような費用や損失は、災害損失欠損金に該当することとなります。

- ・ 飲食業者等の食材の廃棄損
- ・ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ・ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ・ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ・ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

コロナ問題—情報に惑わされない暮らし方

産業カウンセラー 柏木 勇一

◆ SNS時代の教訓が明らかに

2020年の年明けは、東京オリンピック・パラリンピックの年として、希望をもって迎えたはずでした。ところが新型コロナウイルス感染拡大で世界中が混乱し、オリンピックは延期になりました。そして緊急事態宣言。この文章を読んでいる時点での皆さんの職場やご近所、家庭はどうなっていますか？ 今後のことは誰にも予測ができません。

あるIT系企業の人事部から、「社内でも不安と動揺が広がっている。基礎疾患の疑いがなく、糖尿病や高血圧症状がない人でも感染する現実になっている。当然仕事にも影響する。社内でどう説明し、どう対応すべきだろうか」という相談を受けました。現実にはこの会社は、可能な部署では在宅勤務でのテレワークを進めていることが分かりました。

多くの人々の不安の背景には、メディアやネット情報に振り回されたことが指摘されています。あえて今回の出来事を「情報騒動」と表現します。ここに教訓があるからです。

◆ コロナウィルスとメンタルヘルス

3月中旬、世界保健機構（WHO）が、コロナウィルス蔓延中のストレス対処方法を公にしました。「このような危機に直面した時、だれでも悲しみや恐怖、怒りを感じるのは当然」として、4つに絞れば、①信頼できる人と話す。家族や友人とメールや電話で情報交換することもいい ②自宅で過ごさなければいけない場合は、健康的な生活スタイル、食事や睡眠、適度な運動を心がける ③喫煙や飲酒は要注意 ④事実（ファクト）をちゃんと把握し、正しい情報と知識を持てば適切な対処行動をとることができる—と呼びかけたのです。このうち、④として示された項目、正しい情報と知識こそが、今回の教訓と言えます。

この教訓に関連して、スマホを手離せなかった同僚の30代女性カウンセラーがデジタルデトックス、つまりスマホから離れた生活体験をして有意義だったことを明かしてくれました。「デジタルデトックス」とは、パソコンやスマホなどデジタル機器やインターネットから距離を置くことです。デトックスとは、体内に溜まった毒物を排出すること、日常的に心身に溜まったストレスや疲労を取り去ることを意味します。

◆情報過多の時代、スマホ依存にならないように

年代や仕事内容によっては、長時間スマホやパソコンに触らないで過ごす人もいます。同僚は、休日を利用した数日間の旅行中、スマホから離れました。ふだんの仕事ではスマホ密着です。最初は不安でしたが、結果は、心身が休まり、本来の人間の身体に合った過ごし方をしたことでスッキリしたと語っています。オンとオフを切り替えることの大事さが分かっているが、実際は実践していなかったことにも気づきました。

◆情報過多の時代、スマホ依存にならないように

デジタルデトックスを実践している方は最近増えており、心身の正常な状態を自分で取り戻す効果を体験しています。楽しくスマホを使っている場合は問題ないのですが、楽しむはずなのに疲れてしまった場合は危険信号。スマホ中毒・依存になる前に止めなければいけないでしょう。手書きで日記をつける、メモをとる、紙メディア（例えば新聞）に接する、などの効果も再確認されています。

新型コロナウイルス拡大のニュースが毎日のように報道され、落ち着かない日々を送られている方も多いと思いますが、情報洪水の世界での上手な生き方の一端を説明しました。日々スマホが手離せないというIT系企業人事部の方にも納得してもらいました。

新型コロナウイルス拡大のニュースが毎日のように報道され、落ち着かない日々を送られている方も多いと思いますが、情報洪水の世界での上手な生き方の一端を説明しました。日々スマホが手離せないというIT系企業人事部の方にも納得してもらいました。

【筆者紹介】 柏木 勇一（かしわぎ・ゆういち）

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

永年表彰の記念品として支給する 旅行券は課税されますか？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 舟田 浩幸

 **リサ** 最近は、新規雇用も難しくなっていますので、従業員の定着率を上げるため、永年表彰制度を導入することにしました。永年表彰にあたって記念品を支給しようと思いますが、注意する点はありますか。

 **サキ先生** 記念品の支給は原則として経済的利益として給与課税が必要ですが、一定のものは課税しなくてよいこととされています。

 **リサ** どのような場合に課税されないのですか。

 **サキ先生** 旅行・観劇等の招待または記念品の支給で、その利益の額が勤続年数に照らして社会通念上相当であり、かつ、1回目の表彰は概ね10年以上の者を対象とし、2回目の表彰からは概ね5年以上の間隔をおいて行われているものは給与課税の必要がありません。

 **リサ** 記念品として商品券を支給した場合は給与課税が必要ですか。

 **サキ先生** 商品券は現金と同じですから給与等として源泉徴収が必要です。

 **リサ** では、旅行券の場合も給与等として源泉徴収が必要になるのですか。

 **サキ先生** 旅行券も原則給与課税が必要ですが、商品券とは違って、所定の要件を満たせば課税しなくてよいこととされています。

 **リサ** その要件とはどのようなものですか。

 **サキ先生** まず、旅行券の支給後1年以内に旅行券を使って旅行をする必要があります。次に、その旅行の範囲が、旅行券の額からみて相当なものであることが必要です。海外旅行でも金額が相当であれば構いません。そして、旅行券を使用して旅行をした場合に、所定の報告書に必要事項を記載し、旅行先等を確認できる資料を添付して会社に提出することが必要です。所定の必要事項とは、旅行券で旅行した従業員の所属・氏名・旅行日・旅行先・旅行会社等への支払額等です。さらに、旅行券の支給後1年以内に旅行券の全部又は一部を使用しなかった場合には、その使用しなかった旅行券を会社に返還する必要があります。これらの要件をすべて満たせば、給与課税は必要ありません。

 **リサ** 多少の事務手続きが必要ですが、旅行券の支給が最も喜ばれると思いますので、旅行券を支給しようかと思います。

 **サキ先生** 旅行券を支給する際には、従業員さんに、1年以内に旅行する必要があること、書類・添付資料の提出が必要なることを確実に伝えてください。

【筆者紹介】 舟田 浩幸（ふなだ・ひろゆき）

東京国税局調査第一部外国法人調査第3部門主査、同局調査第四部国際税務専門官（移転価格担当）、渋谷税務署国際税務専門官（所得税担当）、芝税務署 国際税務専門官（源泉所得税担当）などを経て、2016年8月神奈川県横浜市鶴見区で税理士登録。

事業承継マッチング支援のご案内

後継者がいないために事業を譲り渡したいとお考えの方と、創業や事業拡大等に向けて事業を譲り受けたいとお考えの方をつなぐ、マッチングサービスです。

【事業マッチング支援の4つの特徴】

1. 小規模事業者の方のご利用が中心
2. 事業を受け継いで創業される方も対象
3. 専任担当者によるサポート
4. 無料のサービス(注)

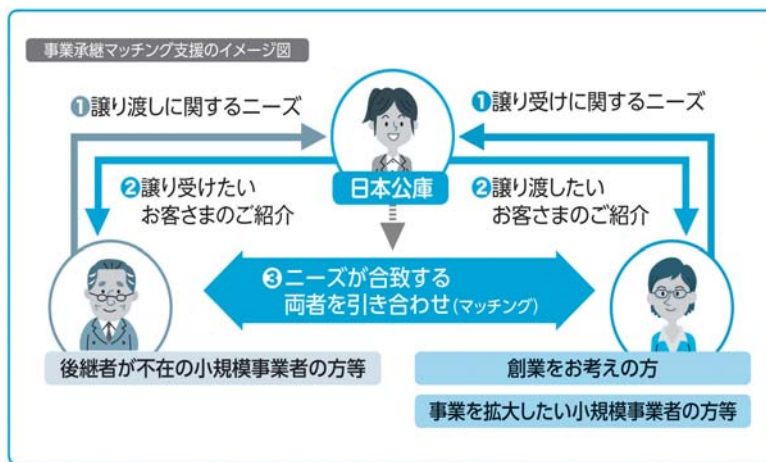
(注) 本サービスとは別に、弁護士等の専門家の支援を受けられる場合は、当該支援について、お客さまに費用負担が生じる可能性があります。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 国民生活事業
八王子支店

TEL 042-646-7711

※受付時間は、平日 9:00～17:00
となります。



令和2年
4月より

AIチャットボットによる 都税お問い合わせサービスを開始しました

〈利用方法〉

- 1 主税局ホームページにアクセス

東京都主税局

検索

- 2 ホームページ右下のバナーを選択

お問い合わせにチャットで
お答えします。

〈特 長〉

- 24時間365日、パソコンやスマートフォンから利用可能です。
- チャット(会話)形式で誰でも簡単にお問い合わせができます。
- 都税に関する一般的なお問い合わせにお答えします。

お問い合わせ先 主税局総務部総務課相談広報班 ☎ 03-5388-2925

新入会員のご紹介

2019年8月～

法人名	住 所	連絡先TEL	業 種	支部データ
(有) セ ル ビ ス	日野市日野台1丁目7-5 カトウハイッ日野坂1F	042-584-3225	空調機・建物メンテナンス	日野地区第3支部所属
割 烹 よ こ 坂	日野市多摩平6丁目30-10	090-8494-8027	飲食店	日野地区第4支部所属(賛助会員)
小 櫻	日野市多摩平1丁目5-12 タカラ豊田ホームズ103	042-581-6392	飲食店	日野地区第5支部所属(賛助会員)
(株)North Village	日野市多摩平1丁目8-13 ハウユウビル	042-808-7299	飲食店	日野地区第5支部所属
(株)タキセツ	八王子市鹿島7-1 ライオンズ 多摩センター翠彩の杜605	042-670-1216	設備工事	日野地区第6支部所属
(有)田坂塗装工業	西多摩郡瑞穂町駒形富士山385-2	042-556-1558	一般建築塗装・造形塗装	日野地区第6支部所属
しっかり計画(株)	日野市豊田3丁目35-26	042-585-6026	コンサル業	日野地区第7支部所属
花 工 房	日野市東豊田3丁目7-5	042-582-5822	生花・プリザーブドフラワー 小売、販売	日野地区第7支部所属(賛助会員)
T R C 真 匠	日野市東平山2丁目13-1 サンクレイドル705	042-582-4385	建設業	日野地区第8支部所属(賛助会員)
羊 の 羽	日野市高幡150	042-506-9982	飲食業	日野地区第10支部所属(賛助会員)
酒 楽 い し だ 屋	日野市高幡711-6 ミヨシ高幡ビル202	042-506-5866	飲食店	日野地区第10支部所属(賛助会員)
やきとん 高幡くどう	日野市高幡3-23 YSビル3階	042-800-2121	飲食店	日野地区第10支部所属(賛助会員)
一般社団法人きほんの木	日野市南平2丁目36-20	080-1132-8696	食育料理教室、健康講座など	日野地区第10支部所属
(株)I S H I D E	日野市高幡3-23 YSビル2階	042-592-7500	飲食業	日野地区第10支部所属
オ フィ ス 愛 子	日野市百草979-18	042-513-6155	作詞、歌手活動	日野地区第12支部所属(賛助会員)
たけへ司法書士行政書士事務所	日野市日野1354-4 アビターレ104	050-5241-2842	司法書士 行政書士	日野地区第14支部所属(賛助会員)
スポーツクラブNAS(株) 聖 蹟 桜 ヶ 丘	多摩市関戸1丁目7-5 京王聖蹟桜ヶ丘SC C館3階	042-337-2700	スポーツクラブ	多摩地区第1支部所属
志 恩	多摩市関戸2丁目24-26-301	042-400-0626	BAR	多摩地区第1支部所属(賛助会員)
(株)デザイン・ウェーブ	多摩市乞田1251 サークビル102	042-319-6500	不動産・建築設計	多摩地区第3支部所属
(有) 藤 篠	多摩市和田152	042-337-4586	造園・土木	多摩地区第3支部所属
インスライト(株)	多摩市聖ヶ丘4丁目25-6	042-313-7717	土木・管工事業	多摩地区第4支部所属
アセントユニバース(株)	多摩市聖ヶ丘3丁目68-5	044-322-9278	リフォーム	多摩地区第4支部所属
セブンイレブン 多摩永山2丁目店	多摩市永山2丁目15-3	042-338-2122	コンビニエンスストア	多摩地区第6支部所属(賛助会員)
(株) 勇 成	多摩市永山1丁目1-4 プレゾンビル304	042-400-6003	塗装・防水工事	多摩地区第6支部所属
(有) ライブパワー	稲城市矢野口21	042-370-3370	情報処理サービス	稲城地区第1支部所属
(株)F a m i l i e	稲城市矢野口821	042-377-6997	不動産賃貸業・ビルマンション管理 清掃業務・飲食店、料理教室経営	稲城地区第1支部所属
(株)ボナカジャパン	稲城市百村6-1	042-378-6560	貿易業・卸業	稲城地区第2支部所属
(株)シ オ リ	八王子市上川町3639-1	042-652-9748	解体業	管外会員
(有)アース防災設備	八王子市城山手1-29-16	042-667-9509	消防設備等の点検・施工	管外会員
(株)コ ム ネ ッ ト	八王子市元横山町2-6-17	042-649-1483	時間貸駐車場の運営	管外会員
(株)光 企 画	八王子市千人町2丁目16-3	042-669-0690	建築業・不動産業	管外会員
ジャズラウンジミスティ ヘア&エステミスティ	八王子市本町3-4 TRYビル2F	042-625-8313	飲食・美容室	管外会員(賛助会員)
富山洋税理士事務所	中央区日本橋蛸殻町2-8-11 パークハビオ水天宮前702	03-6667-0230	税理士事務所	管外会員(賛助会員)
北の丸合同事務所 御輻光広	千代田区飯田橋2-14-2 雄邦ビル1階	042-535-7556	税理士	管外会員(賛助会員)

株式会社 北の大地



〒191-0011
東京都日野市日野本町6-8-34
TEL : 042-587-8441
FAX : 042-843-1950

野菜と果物のプロ専門店

北の大地は駅ビル・スーパーマーケット・百貨店に出店している野菜と果物のプロ専門店です。

安心・安全・健康な商品を提供し、より豊かで幸せな生活をご提案・ご提供します。

〈日野地区 第1支部所属〉



創業75年

株式会社 朝倉組

住宅施設や学校、道路や橋など、
様々な事業を展開しております。

〒206-0015 東京都多摩市落川1251
TEL. 042-371-0881 FAX. 042-371-7276
E-mail work@asakuragumi.co.jp
HP <http://www.asakuragumi.co.jp/>



〈多摩地区 第2支部所属〉

総合衣料・事務用品・裁縫用品
学生衣料・文房具・手芸用品

有限会社 タマヤ洋品店



東京都稲城市矢野口1726
TEL・FAX 042-377-6306

〈稲城地区 第1支部所属〉

今後の説明会・研修会・イベント等予定

6月22日(月) 14:00 新設法人説明会 日野税務署3階会議室
24日(水) 14:00 決算法人説明会 日野税務署3階会議室

詳細は日野法人会のホームページをご参照ください。(http://www.tohoren.or.jp/hino)
新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、中止となる場合がございます。

第10回 通常総会延期のお知らせ

令和2年5月26日(火)に予定していました第10回通常総会は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い**令和2年6月29日(月)に延期**となりました。

また、感染リスクを抑えるため残念ながら交流会は中止とし、総会のみ短縮して開催いたします。総会案内は5月中旬以降にお送りいたします。

何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。

日野法人会より無料インターネットセミナーのご案内

新型コロナウイルスによる雇用関係助成金の活用 雇用調整助成金・小学校休業等助成金



「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大と拡大防止のため、売り上げの大幅な減少に見舞われている企業が増えており、そうした企業では従業員に対して一時的な休業や出向、職業訓練などを行うことで雇用の維持に努める動きが広がっています。既に従業員の自宅待機等に踏み切った事業者の方や、これからそうした対策を検討している事業者の方に向け、「雇用調整助成金」及び「特例措置」、「小学校休業等助成金」について解説します。

オフィスサンエス 安中社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 安中 繁 (あんなか しげる)

● 現在配信中のオススメセミナー

	セミナー名	講 師	分 数		セミナー名	講 師	分 数
研修・人材育成	NEW 今知りたい グリーンケアって何？	石井 亜由美	36分	一般経営	NEW 働き方の多様化で 道が開ける (後編)	三宅 哲之	36分
	NEW 超入門！元刑事が教える 面接で役立つネット情報の集め方	森 雅人	25分		世代をつなぐ地域再生は “人財づくり” から	外園 明博	56分
	人と人をプラスに導く究極の コミュニケーション術 対談編	大久保 雅士	36分		事業承継をスムーズに行うための 思いや理念の浸透と承継のステップ(4)	武田 斉紀	25分
	職場における管理職の登用と 育成の「3つの壁」	富田 香織	38分		お金を掛けずに出来る 人材募集戦略	小林 毅	39分
	心を届けるビジネスメールの 基礎知識	高嶋 幸太	47分		キャッシュレス超入門 概要と消費者還元事業について	橋本 泉	32分

※全コンテンツ約500本のセミナーがご覧いただけます。

ホームページからご覧いただけます。今すぐ **日野法人会** で **検索**

編／集／後／記

現在、全世界中で新型コロナウイルスが蔓延し、一日も早い終息が待ち望まれております。この様な中、弊社では何が出来るかと考え、地元稲城市平尾の飲食店4店と、昼食と夕食の配達サービスを立ち上げました。微々たる力ですが、地域のお客様に少しでもお喜び頂けたらと思います、取り組んでおります。

広報委員 増田 裕

表紙紹介

チャレンジ 府中郷土の森公園のハスの開花を楽しみに毎年撮影に出かけます。雨上がりのこの日、一羽のカモが目に入り急ぎカメラを向けたところその気配に気づいて隠れようとしたのか、一生懸命飛び上がろうとしていました。何とか飛び越えてスーッと蓮の葉蔭に隠れていきましたが、その様子がとても可愛くまた驚かしてごめんなさい、でも良い写真が撮れたかも。と感謝しながら帰途につきました。

写真提供 室屋 和代(日野市在住)

日野市には現在109の町丁名が存在します。その中から、町名が企業名に由来する“さくら^{まち}”を紹介します。

日野市（当時は南多摩郡日野町）は昭和の初めに、大企業誘致を政策として推進しました。昭和11年から18年にかけて、桑園や畑地が広がっていた日野台地を中心に、日野五社と呼ばれる吉田時計店（現在の敷地はセイコーエプソン(株)日野事業所）、小西六の工場部門である六桜社^{ろくおうしゃ}（現、コニカミノルタ(株)東京サイト日野）、東京自動車工業（現、日野自動車(株)）、富士電機製造豊田工場（現、富士電機(株)東京工場）、神戸製鋼所東京研究所（神鋼電機(株)東京工場→昭和54年閉鎖、現在の敷地は市立大坂上中学校、都立日野台高校）などの大工場が操業を開始しました。

昭和12年に小西六の感光材料工場であった六桜社の日野分工場が写真フィルム工場として設立され、昭和15年に国産初のカラーフィルムである「さくら天然フィルム」を発表しました。

昭和43年11月15日、日野台地区で町名地番整理が実施されました。この際に、当時は社名が小西六写真工業と改称されていたその工場敷地は、「六桜社^{ろくおうしゃ}」と製造していた「さくらフィルム」にちなんで“さくら^{まち}”と命名されました。町の全体が現在のコニカミノルタ株式会社東京サイト日野の敷地の一部になっているため、住民基本台帳に記載されている市民がいない居住者ゼロの町です。

小西六写真工業はその後、コニカ、コニカミノルタホールディングス、コニカミノルタと名称を変更しております。



▲コニカミノルタ(株)東京サイト日野（北側から）



▲国道20号バイパス信号機表示板“さくら町”

“さくら町”は、北側で日野台五丁目、東側で多摩平五丁目、南側で多摩平三丁目、西側で八王子市高倉町に接しています。敷地内には多数の桜が植えられており、毎年、桜の見頃に合わせてライトアップの実施やコニカミノルタさくらまつりが開催されます。

今年は残念ながら新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のために中止されましたが、機会があれば来年は是非とも訪れてください。

◎交通アクセス：JR中央線豊田駅北口より徒歩15分

◎主な参考文献

- ・市制40周年記念企画展『大工場がやってきた』/日野市ふるさと博物館
- ・市制50周年記念特別展『日野市の半世紀～移りゆくまちの過去と今 そして未来』/日野市郷土資料館
- ・日野市広報